

解体業変更届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 -
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 - -

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第63条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由	(変更年月日： 年 月 日)	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

欠格条項不該当誓約書

年 月 日

(宛先) 松山市長

(郵便番号) 〒 —
住 所

氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 — —

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第62条第1項第2号に定める下記の欠格条項に該当していないことを誓約します。

記

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ この法律、廃棄物処理法、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 第66条（第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

役員の変更に係る新旧対照表

新 役 員			旧 役 員		
役 職	氏 名	備 考	役 職	氏 名	備 考

(年 月 日の における役員改選による変更)

※新任者については新役員の備考欄に「新任」と、退任者については旧役員の備考欄に「退任」と記載すること。

原本認証に関する申立書

当申請書・届出書に添付している登記事項証明書等の写しについては、原本と相違ないことを申し立てます。

年 月 日

(宛先) 松山市長

住 所

氏 名

年 月 日

(宛先) 松山市長

同時申請（届出）に関する申立書

本届出書における下記の添付書類について、 年 月 日付け
で貴市に提出いたしました「 」に係る
書類に添付したものと共通しておりますので、事務処理の簡素化と経費節約の
ため、本申請(届出)書には添付を省略させていただきたく、その旨申し立てま
す。

記

- ① _____
- ② _____
- ③ _____
- ④ _____

住 所：

氏 名：

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

解体業廃業等届出書

年 月 日

(宛先) 松山市長

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

解体業者の 名称又は氏名	ふりがな		
許可番号		許可年月日	年 月 日
廃業等年月日	年 月 日		
廃業等の理由	<input type="checkbox"/> 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第64条第1号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第2号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第3号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第4号該当 <input type="checkbox"/> 法第64条第5号該当		
<p>備考 1 廃業等の日から30日以内に提出すること。</p> <p>2 次の者が提出すること。</p> <p>(1) 死亡した場合：その相続人</p> <p>(2) 法人が合併により消滅した場合：その法人を代表する役員であった者</p> <p>(3) 法人が破産により解散した場合：その破産管財人</p> <p>(4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合：その清算人</p> <p>(5) その許可に係る解体業を廃止した場合：解体業者であった個人又は解体業者であった法人を代表する役員</p>			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を記入すること。

4 解体業許可証を添付すること。

解体業（破砕業）許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)松山市長

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

松山市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第4条第1項の規定により、許可証の再交付を次のとおり申請します。

再交付の申請をする 許可証の種類	<input type="checkbox"/> 解体業許可証 <input type="checkbox"/> 破砕業許可証
許 可 番 号	
許 可 年 月 日	年 月 日
再 交 付 申 請 の 理 由	
備 考	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を記入すること。

4 破り又は汚した場合にあつては、解体業許可証又は破砕業許可証を添付すること。